



「山都町事業復活応援給付金」について

山都町では、新型コロナウイルスの影響を受けている町内事業者の事業継続及び回復を支援するため、国の「事業復活支援金」及び「熊本県事業復活おうえん給付金」を受給された町内事業者に対し、「山都町事業復活応援給付金」の給付を行います。

1. 給付額 中小法人等：一律 20 万円 個人事業者等：一律 10 万円

2. 給付対象者

町内に店舗や事業所等を有し、継続して事業活動を行っている事業者等であって、次のいずれにも該当する者としてします。

- ①国が行う「事業復活支援金」の交付を受けた者
- ②県が行う「熊本県事業復活おうえん給付金」の給付を受けた者
- ③本町以外の他市町村から同様の給付金等を受けていない者

3. 申請に必要なもの

- ①山都町事業復活応援給付金給付申請書兼請求書（様式第 1 号）
…町ホームページからダウンロードしていただくか、商工観光課・各支所等に設置しています。
- ②「熊本県事業復活おうえん給付金」交付決定及び確定通知書の写し（A 4 版）
- ③振込先口座の通帳の写し（表紙をめくった部分）

4. 申請受付期間 令和 4 年 9 月 30 日まで

5. 申請方法

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、郵送を原則とします。
〒 861-3592 山都町浜町 6 番地 山都町役場 商工観光課「山都町事業復活応援給付金」係 行
問合 商工観光課 ☎ 72-1115



熊本県子ども・若者総合相談センター出張相談会in御船

これからの将来が不安、人間関係で悩んでいる、学校に行けない・行きたくない、学校を辞めてしまった、働く気がおきない等、さまざまな悩みや心配されていることについてご相談ください。本人はもちろん、家族、関係者の方でも大丈夫です。一人で抱え込まず、気軽にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、当日の体調チェック、氏名・連絡先をお伺いさせていただきます。また、新型コロナウイルスの感染状況によって中止する場合がございますので参加希望の方は一度お問い合わせください。

相談日 令和 4 年 8 月 31 日

時間 午前 10 時から午後 4 時まで（※午後 3 時 30 分までにご来所ください。）

会場 御船町カルチャーセンター 児童室（御船町木倉 1168 番地）

料金 無料

対象 主に 15 歳～ 39 歳までの方とご家族、友人、知人、支援者 等

連絡先 熊本県子ども・若者総合相談センター ～ COCON ここん ～
熊本市東区月出 3 丁目 1 - 120 熊本県精神保健福祉センター 2 階

電話 096-387-7000（月～金 午前 8 時 30 分～午後 9 時）

Mail kowaka-cocon@wind.ocn.ne.jp
（※メール相談は 24 時間受け付けておりますが、返信は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとなります。）

HP <http://kowaka-cocon.jp/>

小学校及び中学校への就学について

山都町教育委員会では、就学する小学校及び中学校を児童・生徒の住所により指定を行います。しかし、下記の事情により指定された学校の変更を希望する場合は、変更の申し出をすることができます。変更を希望する場合は、まずは学校教育課までお早めにご相談ください。
なお、申し出に必要な書類などの提出後に、申し出の内容を教育委員会にて協議し、判断いたします。

項目	変更を希望する内容	適用期間	受付期間
居住に関するもの	区域外へ転居し、引き続き転居前の学校へ通学したい場合	学期末日まで (小 6・中 3 の場合、 年度末日まで)	随時
	区域外に居住し、概ね 1 年以内に区域内に居住をすることが確実な場合	転居までの期間	随時 (売買契約書・賃貸契約書等添付)
家庭環境によるもの	保護者の就労等により、下校後保護者等が不在で、区域外にある親類の家もしくは、勤務先から通学させることを希望する場合	小学校卒業まで	随時
	保護者が病気療養等により、区域外の家庭に保護されている場合	必要な期間	随時 (診断書等添付)
教育的配慮によるもの	特別支援学級へ通学を希望する場合で、区域内に該当する学級がない場合	卒業まで	随時
	指定校において、児童生徒の関係で深刻な悩みを持ち、学校における十分な指導にもかかわらず、転校の希望があり、就学校を変更することで当該児童生徒の心的負担の軽減や登校状況が改善されると予測される場合	卒業まで	随時 (校長からの意見書等添付)
	慢性疾患等により、長期的定期的に通院治療を必要とするため、病院の最寄りの就学区域外への就学を希望する場合	教育委員会が認めた期間	随時 (診断書等添付)
	就学指定校が複式学級の可能性があり、近隣の単式学級の学校での教育を希望し、教育委員会が相当であると認めた場合	入学から卒業まで	学校指定の通知（1 月発送予定）を受けた日から 10 日以内 ※希望する場合は、9 月 末までに教育委員会へご連絡ください。
その他	上記の他、児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が相当であると認めた場合	教育委員会が認めた期間	随時

問合 学校教育課 ☎ 72-0443